

瑞上下審第4号

令和8年3月24日

瑞穂市長 森 和 之 様

瑞穂市上下水道事業審議会

会長 荒 深 友 良

瑞穂市水道事業ビジョン及び経営戦略の見直しについて（答申）

令和7年11月28日付け瑞上第283号で諮問のあった瑞穂市水道事業ビジョン及び経営戦略の見直しについて、水道事業を取り巻く環境や社会情勢の変化を踏まえ、慎重に審議を行い、検討を重ねた結果、ここに結論を得たので下記のとおり答申する。

記

瑞穂市水道事業ビジョン及び経営戦略の見直し案については妥当と認める。

また、今後、本ビジョンに基づき、安定的に水道事業を実施する上で必要となる財源確保のため、令和11年度から基本料金200円（税抜き）、超過料金1m³当たり20円（税抜き）増額改定することについて、妥当と認める。

答 申 内 容

1. はじめに

水道事業は、水道管の布設や施設の適正な維持管理により、豊富で安全な水を安く供給することで、公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与するものであり、市民が健康で快適な生活を営んでいくために必要な、最も基礎的かつ重要なインフラである。

瑞穂市の水道事業は、豊富な地下水を利用しながら、市政の発展、人口の増加、市街地の拡大などによる水需要の増加に応えるため、拡張事業を計画的に進め、市民の皆様に安全で安心な水道水の提供に取り組んできた。

全国的に少子高齢化や人口減少の影響による料金収入の減少が見込まれる中、瑞穂市においては、給水人口が微増している状況であり、配水管の拡張工事を行う必要があると同時に、既存施設の老朽化対策、令和6年能登半島地震を教訓として、耐震化事業を実施していく必要がある。

2. 審議内容

諮問事項は、令和3年度から令和12年度を計画期間とする水道事業ビジョンの中間年を迎えるにあたり、現在の水道事業を取り巻く社会情勢や環境の変化を鑑み、その見直し案について、経営戦略も含めて審議するものである。

諮問に至った背景は、10年計画の中間年を迎えたことが契機であるが、計画策定時から5年を経過する間に、本市水道事業のみならず、日本全体の社会情勢が大きく変化したことが挙げられる。近年、全国各地で頻発している水道配水管の漏水事故や埼玉県八潮市で発生した流域下水道管による道路陥没事故は、地域の社会生活に大きな影響を与えるものとなった。高度経済成長期に整備された社会インフラの老朽化対策、令和6年能登半島地震を教訓とした水道施設の耐震化や防災対策の強化が、より一層求められることとなった。さらに、建築資材や労務単価などの物価高による工事費用の増嵩等、こうした日本全体を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、本ビジョンの目指す理想像「安全で安定した水をいつまでも」を実現し、ビジョンの実効性を更に高めるため、中間見直しを行うものである。

諮問内容を検証するため、本審議会では、次の3点について審議を行った。

- (1) 本ビジョン及び経営戦略の進捗状況についての評価
- (2) 本ビジョン及び経営戦略の見直し案について
- (3) 見直し案を実施するための財源確保（水道料金の見直し）について

(1) 本ビジョン及び経営戦略の進捗状況についての評価

前期実績については、大切なライフラインである水道を未来へ引き継いでいく使命の下、「安全」・「持続」・「強靱」の3つの基本方針を定め、12の実施策を定め、経営の効率化を図りながら持続可能な水道事業経営に取り組んできた。

「安全」については、水質及び水源の適正な管理を実施しており、今後は古い井戸の計画的な修繕・更新を実施すべきである。

「持続」については、投資的経費を平準化し、年3.7億円の投資計画に対し、前期平均年3.2億円であることから、より一層の計画的な水道施設の更新業務に励まされたい。また、有収率が目標値に対し未達であることから、DXやAI等を活用した新たな水道技術の利用による、新しい漏水対策の実施に期待するものである。高効率モーターの導入については予定通り実施している。広域化・共同化や人員の確保については、他の水道事業体や市内の人員配置との関係によるところもあり、一つの水道事業者として完結するものではないが、国の有識者会議である「上下水道政策の基本的なあり方検討会」の第2次中間とりまとめ（令和8年1月公表）なども参考にしながら、その在り方について引き続き検討を進めていくべきである。また、情報提供の拡充については、水道事業の収入の根幹が、水道利用者の負担する料金であることから、その事業内容や今後の計画等について、より分かりやすいかたちで、料金の使途を示すべきである。

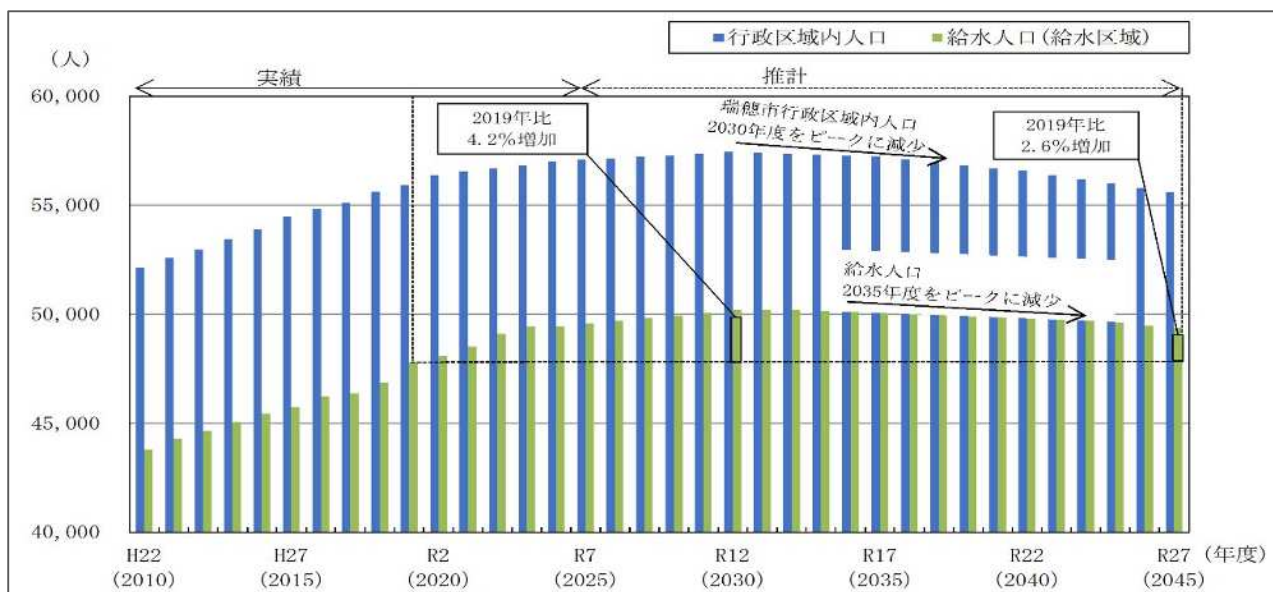
「強靱」に関しては、水道施設の耐震化について、順調に耐震化等整備が進められていることから、引き続き計画的に整備を進めていただきたい。また、危機管理体制の整備については、頻発する地震等の自然災害や、全国各地で発生する老朽管の事故を他人事ではなく我が事として捉え、常日頃から対応できる体制を整備するため、その行動指針となる危機管理マニュアルを早急に策定すべきである。国の示す「危機管理マニュアル策定指針」を参考に、瑞穂市の規模や地域特性に応じた適正なマニュアルを速やかに策定し、その指針に基づく訓練を重ねる中で、順次ブラッシュアップし、より実効性のあるものにしていく努力が必要である。

(2) 本ビジョン及び経営戦略の見直し案について

全国的に少子高齢化、人口減少による料金収入の減少が見込まれる中、本市においては、人口が現在も微増しており、それに伴い給水人口と料金収入も同様に微増となっている状態である。国立社会保障・人口問題研究所の予測では、本市の人口は令和12年をピークに減少に転じるものの、その減少率は緩やかであり、給水人口の減少も人口減少より少し遅れてやってくる。（※図1）そのため収入面では今後もしばらくは安定した収入が見込ま

れると予測される。一方、昭和50年代に布設された管路が法定耐用年数を順次経過することから、ビジョン策定時に定めた、投資費用を平準化した計画的な施設の老朽化対策及び耐震化を着実に進めていく必要がある。

図1 給水人口の予測



特に、急所施設と言われる水源地施設、そして災害時に避難所等へ給水する連絡管である重要給水施設管路の耐震化については、近年、日本列島において発生した災害の教訓を踏まえ、速やかに耐震化を実施するべきである。国は令和7年度より、災害時の水の確保が極めて重要であることを鑑み、地方自治体の水道事業における防災対策を強化するため、地方財政措置を拡充していることから、そうした有利な財政措置を活用し、実施すべきであり、後期計画における、水源地内施設や重要給水管路の耐震化の事業量としては妥当であると考えられる。基幹・幹線管路の更新についても計画的な更新を望むものである。

また、経営戦略において、料金収入は当初の計画通り推移すると見込まれるものの、近年の動力費や材料費、人件費といった経常経費の増加、さらには資材価格や労務単価の上昇に伴う、施設更新費用が計画策定時と比べ大きく上回っていることから、国の財政措置を活用した公営企業債の活用による、投資費用の世代間での費用負担を実施するとともに、収益的収支のバランスをとる必要があることから、料金改定の実施も避けられない状況にあると言わざるを得ない。本ビジョン策定の際の令和2年11月12日の答申書の附帯意見にもある通り、大規模災害時等万一の場合に備え、保有すべき資金残高が1年分の経常経費である、概ね5億円を下回る状況に陥る前に、料金改定を実施し、収益的収支のバランスと将来見込まれる投資的経費（建設改良費及び起債償還費用）の確保を図るべきである。

(3) 水道料金の見直しについて

前述のとおり、中間見直し案を着実に実施していくための財源確保として、水道料金の見直しは、やむを得ないと考える。背景には、計画策定時と比べた、日本全体を取り巻く社会情勢の変化がある。歴史的な円安と国際的な原材料・エネルギー価格の高騰が重なり、更に、コロナ禍後の需要回復や構造的な人手不足による人件費・物流コストの増加などにより、水道事業を継続して行っていくために必要な維持管理費用（経常経費：※図2）、そして、安定して水を供給するための施設更新費用（投資的経費：※図3）のいずれも増嵩している。

図2 維持管理費用（経常経費）の増嵩

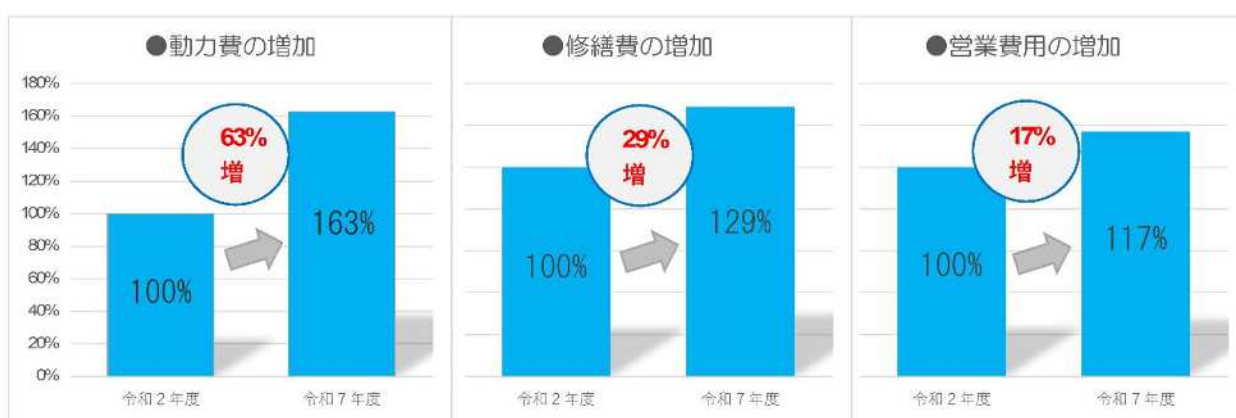
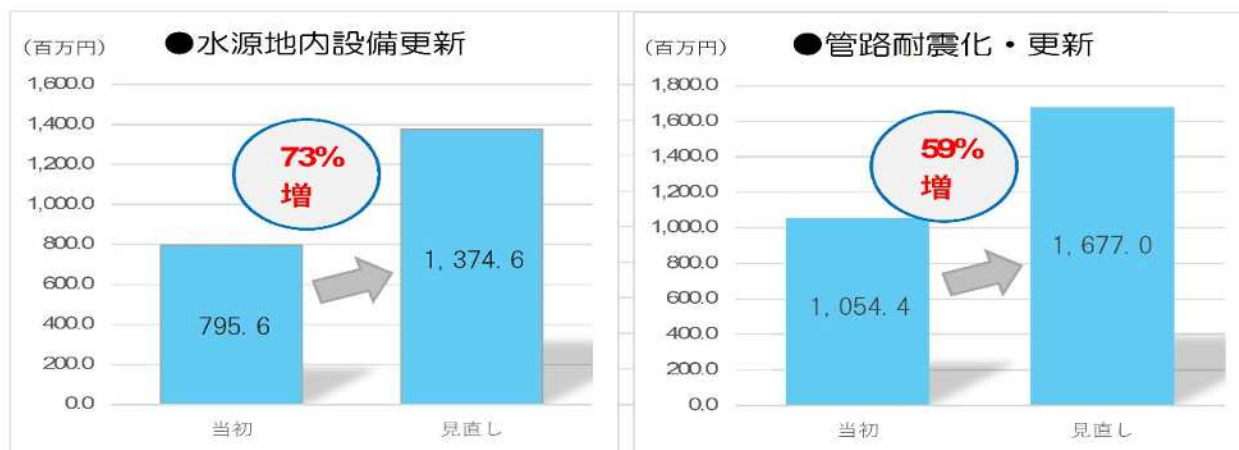


図3 施設更新費用（投資的経費）の増嵩



現行の料金体系のままでは、収益的収支の悪化傾向が続き、令和11年度には、内部留保資金が5億円を下回る見込みである。このことから、水道料金の改定による給水収益の確保は至極必要性があり、また、料金改定を先送りすることは、将来、市民への急激な負担の増加につながる懸念される。

また、令和6年能登半島地震では、水道施設の老朽化、耐震性の不足が大きな被害をもたらした。結果、市民生活に大きな影響を及ぼし、今なお生活再建への支障となっているこ

とも鑑みると、費用の増嵩はあるものの、引き続き継続的に水源地施設及び管路の耐震化を進めていく必要がある。こうしたことから水道料金の増額改定は必要である。

《改定額について》

事務局から示された3つの改定案（※表1）を収益的収支の改善、利用者への影響及び将来の投資余力の観点から総合的に検討し、収益的収支を黒字化し、かつ将来の投資的費用を確保しつつ、利用者負担の増加にも配慮した改定案2を妥当と判断した。（※表2）

改定額の判断にあたっては、経営の安定と持続という観点から将来の投資費用を確保できるものであることは当然であるが、県内自治体との料金バランスや近年の他の自治体の値上げ状況を踏まえた、市民の理解を得やすいものであることを考慮した。

表1 改定案

| | | | | | | | | |
|---|------|--------|---------|---|-------|--------|---------|--|
| 改定案1 基本料を 100円 、超過料金を1㎡当たり 10円 増額 《現行》 | | | | | 《改定後》 | | | |
| (税抜き) | | | | | (税抜き) | | | |
| 区分 | | 1か月 | 2か月 | | 1か月 | | 2か月 | |
| 基本料金 | 基本水量 | 10㎡以下 | 20㎡以下 | | 基本水量 | 10㎡以下 | 20㎡以下 | |
| | 金額 | 800 | 1,600 | | 金額 | 900 | 1,800 | |
| 超過料金 (基本水量を超えた 1㎡につき) | 90円 | 1～20㎡ | 1～40㎡ | ⇒ | 100円 | 1～20㎡ | 1～40㎡ | |
| | 100円 | 21～50㎡ | 41～100㎡ | | 110円 | 21～50㎡ | 41～100㎡ | |
| | 110円 | 51㎡～ | 101㎡～ | | 120円 | 51㎡～ | 101㎡～ | |
| 改定案2 基本料を 200円 、超過料金を1㎡当たり 20円 増額 《現行》 | | | | | 《改定後》 | | | |
| (税抜き) | | | | | (税抜き) | | | |
| 区分 | | 1か月 | 2か月 | | 1か月 | | 2か月 | |
| 基本料金 | 基本水量 | 10㎡以下 | 20㎡以下 | | 基本水量 | 10㎡以下 | 20㎡以下 | |
| | 金額 | 800 | 1,600 | | 金額 | 1,000 | 2,000 | |
| 超過料金 (基本水量を超えた 1㎡につき) | 90円 | 1～20㎡ | 1～40㎡ | ⇒ | 110円 | 1～20㎡ | 1～40㎡ | |
| | 100円 | 21～50㎡ | 41～100㎡ | | 120円 | 21～50㎡ | 41～100㎡ | |
| | 110円 | 51㎡～ | 101㎡～ | | 130円 | 51㎡～ | 101㎡～ | |
| 改定案3 基本料を 300円 、超過料金を1㎡当たり 30円 増額 《現行》 | | | | | 《改定後》 | | | |
| (税抜き) | | | | | (税抜き) | | | |
| 区分 | | 1か月 | 2か月 | | 1か月 | | 2か月 | |
| 基本料金 | 基本水量 | 10㎡以下 | 20㎡以下 | | 基本水量 | 10㎡以下 | 20㎡以下 | |
| | 金額 | 800 | 1,600 | | 金額 | 1,100 | 2,200 | |
| 超過料金 (基本水量を超えた 1㎡につき) | 90円 | 1～20㎡ | 1～40㎡ | ⇒ | 120円 | 1～20㎡ | 1～40㎡ | |
| | 100円 | 21～50㎡ | 41～100㎡ | | 130円 | 21～50㎡ | 41～100㎡ | |
| | 110円 | 51㎡～ | 101㎡～ | | 140円 | 51㎡～ | 101㎡～ | |

表2 検討結果

| 項目 | 改定案1 | 改定案2 | 改定案3 |
|---------|------------------|-----------------------|-----------------------------|
| 収益的収支 | 黒字化 ○ | 黒字化 ○ | 黒字化 ◎ |
| 利用者への影響 | 軽微 ◎ | 中程度 ○ | 負担増 × |
| 将来の投資余力 | 建設改良費の確保は困難 × | 計画的な投資が可能 ○ | 十分な投資余力を確保 ◎ |
| 総合評価 | 投資費用の確保に至らず × | 収支と利用者負担のバランスが最適 ◎ | 黒字化、投資余力を確保するも利用者負担が増加 ○ |

《改定時期について》

内部留保資金が設定額を下回る見込みの前年である令和11年度を目処に改定すべきである。直ちに改定せず、数年の猶予期間をおくことは、現下の物価高による市民生活への影響にも配慮した妥当な時期と考える。

3. おわりに

上水道事業は、市民の健康で快適な生活を支える最も重要かつ基礎的ライフラインとして欠かせないものであり、将来にわたり安心して安定したサービスを提供できるものでなければならない。

本審議会では、この水道事業の目的に照らし、今後の事業計画及び料金改定について、慎重に審議を行った。その結果今後継続して、安定した水の供給を続けていくには、現行の水道料金では運営費用や投資的費用を賄えるだけの水準に達しておらず、水道料金の増額改定は必要不可欠であると判断した。

一方、市民生活に与える影響を最大限考慮し、十分な周知期間を設けるとともに、丁寧な説明に努められたい。また、将来にわたって急激な負担増を招かないように、今後も計画的かつ効率的な経営努力を続け、全市民共有の大切な財産である“水道”を次世代へと引き継いでいくことを願う。

4. 附帯意見

審議の過程で、次の意見があったことを附帯して記す。

- (1) 料金改定の大前提として、経費削減の努力を徹底すべきであり、高効率機器の導入のほか、水道DXやAI等の新たな技術の導入といった既存の手法にとらわれないかたちで業務効率化・高度化を図るなど、他の先進事例なども参考にしながら、より一層の経営努力に取り組まれない。
- (2) 物価高は依然として続いており、経営指標等を定期的を確認し、経営状況や市民への影響を見極めながら、必要に応じて水道料金が適切かどうかを引き続き検討されたい。
- (3) 配水管の整備にあたっては、耐震性もあり安価な材質の配水管の導入を積極的に検討されたい。
- (4) 急所施設である水源地について、耐水化（豪雨や洪水時における浸水対策）を進められたい。

令和7年度瑞穂市上下水道事業審議会審議経過

| | 開催年月日 | 審議内容 |
|-----|------------|--|
| 第1回 | 令和7年11月28日 | <p>(諮問)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「瑞穂市水道事業ビジョン及び経営戦略の見直しについて」 <p>(議事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上水道事業について ・瑞穂市水道事業ビジョン及び経営戦略の進捗状況について |
| 第2回 | 令和8年 1月30日 | <p>(議事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瑞穂市水道事業ビジョン及び経営戦略（前期実績）について ・瑞穂市水道事業ビジョン及び経営戦略の見直しについて ・水道料金の見直しについて |
| 第3回 | 令和8年 3月 6日 | <p>(議事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・答申について |

瑞穂市上下水道事業審議会委員名簿

| 役 職 | 氏 名 | 所属する団体等 | 備 考 |
|-----|--------|-----------------|-----|
| 会 長 | 荒深 友良 | 朝日大学 経営学部 | |
| 副会長 | 船坂 守人 | 瑞穂市自治会連合会 | |
| 委 員 | 加藤 直之 | 名古屋税理士会 岐阜北支部 | |
| 委 員 | 菅野 賢治 | 受益者の代表者 | 公募 |
| 委 員 | 河野 秀明 | 瑞穂市商工会 | |
| 委 員 | 土屋 雅裕 | 瑞穂経営者協会 | |
| 委 員 | 藤澤 亮子 | 受益者の代表者 | 公募 |
| 委 員 | 藤橋 あけみ | 瑞穂女性の会 | |
| 委 員 | 水野 政則 | 受益者の代表者 | 公募 |
| 委 員 | 村瀬 正樹 | 株式会社大垣共立銀行 穂積支店 | |

敬称略

委員の順は五十音順

